

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 初島電設株式会社
代表者及び住所 和歌山県和歌山市冬野1359番地7
2. 指名停止措置期間 : 令和8年2月6日から令和8年3月5日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 初島電設株式会社は、和歌山県発注工事の施工に際して、建設業法に違反し、契約書を作成しないまま一部下請負業者に工事を施工させ、また施工体系図や標識の掲示を怠ったまま工事を施工していた。
これらのことが建設業法第28条第1項本文に該当するとして、和歌山県から令和7年12月22日付けで、同法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。
5. 指名停止措置理由 : 初島電設株式会社が建設業法の規定により指示処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)